

2020年4月27日

各位

株式会社 紀陽銀行

### 各種預金規定の改定のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

株式会社紀陽銀行は、2020年4月27日（月）より、各種預金規定等について以下のとおり改定いたします。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用いたします。

#### 1. 改定する預金規定

- 期日指定定期預金規定
- 自由金利型定期預金（M型）〈スーパー定期〉規定
- 変動金利定期預金規定
- 紀陽銀行インターネット支店 定期預金規定
- 財産形成預金規定
- 財形年金預金規定
- 財形住宅預金規定

#### 2. 改定内容

期日指定定期預金を満期日前解約する場合の利率決定について、以下のとおり変更いたします。また、期日指定定期預金規定以外の規定においても同様の改定を行います。

なお、積立定期預金〈ライナー〉と積立定期預金〈たくわえ〉については、自由金利型定期預金（M型）または期日指定定期預金の期限前解約利率により計算する預金規定となっています。

改定後	改定前
2.（利息） (3) この預金を【1. 共通規定】第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第10条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。 <u>この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率</u> ）によって1年複利の方法によって計算し、この預金とともに支払います。	2.（利息） (3) この預金を【1. 共通規定】第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第10条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法によって計算し、この預金とともに支払います。

以上